

成長投資ファシリティ（質高インフラ環境成長ウインドウ）

実施要領骨子

1. 対象案件（一般業務勘定）（※）：温室効果ガス等の排出削減又はその他地球環境保全目的に資する案件（再生可能エネルギー、省エネルギー、グリーンモビリティ（モーダルシフト（輸送手段の効率化）、電気自動車等）、大気汚染防止、水供給・水質汚染防止、廃棄物処理等）
（※）新型コロナウイルス危機対応緊急ウインドウに該当する案件を除く。
2. 通貨：米ドル・ユーロ・円・その他通貨（個別に決定）。
3. 融資割合：協調融資総額の 6 割以下（但し、借入人が中堅企業・中小企業者（株式会社国際協力銀行業務方法書に規定するもの、以下同様）又は中堅企業・中小企業者が出資する外国法人等の場合は融資総額全体の 7 割以下）
4. 出融資保証契約調印期限：2021 年 6 月末日
5. その他条件：個別に決定。